

科目別 択一 プラクティス

基本テキストを通読しただけでは理解しにくい箇所や、わかっているつもりになっているがしっかりと理解できていないことが多い箇所について、毎月1科目、五肢択一式問題演習の形式で詳しく解説します。さらに重要なポイントは動画で解説！

第4回／全8回



社会保険労務士
山川 靖樹
(山川社労士予備校)

労働保険徴収法／労働安全衛生法

〔問 1〕 労働保険徴収法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 労災保険に係る保険関係が成立している立木の伐採の事業については、素材の見込生産量が1,000立方メートル未満であれば、概算保険料の額にかかわらず、有期事業の一括の対象となる。
- B 労災保険に係る保険関係が成立している2つの建設の事業について有期事業の一括を行うには、当該事業の事業主が所定の申請をし、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- C 労災保険に係る保険関係が成立している立木の伐採の事業が数次の請負によって行われる場合、法律上当然に、請負事業の一括が行われる。
- D 下請負人を元請負人とみなして労働保険徴収法の規定を適用する下請負人の請負に係る事業の分離を行うには、元請負人及び下請負人が所定の申請をし、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- E 一元適用事業であって労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している2つの継続事業の事業主が同一人であり、かつ、事業の種類を同じくする場合、法律上当然に、継続事業の一括が行われる。

■ 詳細レクチャー ■

(1) 有期事業の一括（法7条）

条文

2以上の事業が次の要件に該当する場合には、この法律の規定の適用については、その全部を一の事業とみなす。

- イ) 事業主が同一人であること
- ロ) それぞれの事業が、事業の期間が予定される事業（以下「有期事業」という）であること
- ハ) それぞれの事業の規模が、厚生労働省令で定める規模以下であること
- ニ) それぞれの事業が、他のいずれかの事業の全部又は一部と同時に行われること
- ホ) イ)～ニ)に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める要件に該当すること

ここをチェック!👉

「厚生労働省令で定める規模」の事業は、次のいずれにも該当する事業です。

- a) 概算保険料の額に相当する額が160万円未満であること。
- b) 立木の伐採の事業にあつては、素材の見込生産量が1,000立方メートル未満であり、建設の事業にあつては、請負金額（消費税等相当額を除く）が1億8,000万円未満であること。

「厚生労働省令で定める要件」は、次のとおりです。

- a) それぞれの事業が、労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち、建設の事業であり、又は立木の伐採の事業であること。
- b) それぞれの事業が、事業の種類（「労災保険率表」に掲げる事業の種類をいう）を同じくすること。
- c) それぞれの事業に係る労働保険料の納付の事務が一の事務所で取り扱われること。

「有期事業の一括」は、法律上当然に、かつ、強行的に行われるため、適用のための特別な手続は不要です（一括された事業全体を総称して「一括有期事業」という）。

(2) 請負事業の一括と分離の認可（法8条）

①請負事業の一括要件（1項）

条文

厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行なわれる場合には、この法律の規定の適用については、その事業を一の事業とみなし、元請負人のみを当該事業の事業主とする。

ここをチェック!👉

「厚生労働省令で定める事業」は、労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業です。